

教育指導部 教育指導課の方針書

組織名	教育指導部 教育指導課
所属長名	赤川 美和子

1. 組織の使命(ありたい姿)

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・この数年間で横手市の教育に携わる多くの教職員の退職が見込まれている状況の中、次の時代を担う教職員の資質の向上が求められている。
- ・個々の実態に応じた指導や支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな配慮と支援が求められている。
- ・様々な理由により学校に適應することが困難な児童生徒が増加しており、中でもネット上のトラブルやそこから起因するいじめ・不登校への対応など、一人一人の気持ちに寄り添ったきめ細やかな配慮と支援が求められている。
- ・学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組への協力

3. 今年度の『スローガン』

学校等や子どもの視点に立った業務の遂行

4. 今年度の方針

- 児童生徒の「ことばの力」の定着の下、“自ら学ぶ子ども”の育成を目指し、計画的、組織的な教職員研修の充実を図る。
- 幼児教育から小学校への円滑な接続と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個々のニーズに応じた指導の充実を図る。
- 学校に適應することが困難な児童生徒に対する学習環境の保障と、いじめの早期発見・早期解消のための体制を整備する。

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に配付する新聞(小学校 年8回、中学校 年16回)の活用や読書活動を推進しながら、全ての学習活動において「ことばの力」の育成を重視して取り組む。</li> <li>・教育長訪問(各校1回)及び指導主事訪問(各校3回程度)において、ICTの効果的な活用や自ら学ぶ力を育成する指導の工夫等について、指導助言を行う。</li> <li>・英語による豊かなコミュニケーション能力を養うために、11名のALTを各小中学校に配置・派遣し、児童生徒が英語に触れる機会を設定する。</li> <li>・ふるさとよさを発見する活動を推進する。</li> </ul>
(2)	実現したい成果	幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生活を保障するための体制の整備
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育から小学校への接続を円滑にするために、指導主事及び教育・保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問と幼小教職員合同のための研修会を実施する。</li> <li>・「個別の指導計画」及び「教育支援計画」を活用したり、進級や進学の際は丁寧な引継ぎを行ったりしながら、一人一人に合った学びを保障する。</li> <li>・全ての児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう、54名の支援員を効果的に活用する。</li> </ul>
(3)	実現したい成果	学校に適應することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行うための体制の整備
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校適応指導教室「南かがやき」教室と「西かがやき」教室における相談やカウンセリングを通して児童生徒や保護者の不安や心配事を丁寧に聴き取り、学校と連携しながら個々に応じた働きかけを行う。</li> <li>・学校における日々の観察やいじめアンケート調査、面談等によるいじめの積極的な認知を推進する。</li> <li>・横手北中学校区を横手市いじめ防止等対策モデル推進地区に指定し、規範意識や互いを思いやる心を育むなど、児童生徒が主体となった関係づくりを全ての小中学校に広める。</li> </ul>

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1)児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善
  - ・授業等への新聞活用及び読書活動について、各校の課題に応じた指導・助言を行った。
  - ・図書館の活用についての研究主任対象研修会(5月)・学校及び公立図書館合同研修会(6月)・学校司書研修会(8月)を実施した。
  - ・教育長訪問(16校)、指導主事訪問(20校)において、ICTの活用状況や授業改善の戦略について把握し、指導・助言を行った。
  - ・外国語活動・外国語の指導主事訪問(6校)や外国語教育研修会(3回)を実施した。
  - ・管理職との面談(5月)において、各校のふるさと教育の方針等について、指導・助言を行った。
- (2)幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生活を保障するための体制の整備
  - ・指導主事及び保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問(24施設)と幼小教職員合同研修会(8月)を実施し、幼児教育と小学校の連携を促した。
  - ・支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、「個別の指導計画」及び「教育支援計画」を作成し、一人一人に合った学びを保障するため活用した。
  - ・支援員の活用について、各校の状況を把握し、指導・助言を行った。
  - ・横手市就学相談会(8・9月)を実施した。
- (3)学校に適應することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行うための体制の整備
  - ・不登校適応指導教室「南かがやき」教室と「西かがやき」教室において、相談支援(230件)を実施し、学校と連携しながら個々に応じた働きかけを行った。
  - ・いじめアンケートを7月に実施し、状況把握した上で、学校への指導・助言を行った。
  - ・政策提案型Y8サミット創快横手市議会に向けた交流会及び学習会を3回(5・8・9月)

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善
  - ・教育長訪問(4校)、指導主事訪問(20校)において、ICTの活用状況や授業改善の戦略について把握し、指導・助言を行う。
  - ・11月8日開催の公開研究会において、推進校の成果と課題を共有することを通して、各校の授業改善の推進を促す。
  - ・学校及び公立図書館合同研修会(11月)・学校司書研修会(11月)を実施する。
  - ・NIEコンクール(11月)を実施する。
- (2)幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生活を保障するための体制の整備
  - ・指導主事及び保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問(9施設)を行う。
  - ・幼小接続推進協議会(2月)を実施する。
  - ・支援員の適正な配置に向けた「令和6年度支援員配置希望調査」を実施する。
  - ・横手市就学支援委員会(10月)及び横手市就学相談会(11・12月)を実施する。
  - ・就学サポートファイル“すこやか”と横手市個別の支援計画ファイル“バトン”を作成する。
- (3)学校に適應することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行うための体制の整備
  - ・いじめアンケートを12月に実施する。
  - ・不登校調査を実施する。
  - ・Y8サミット創快横手市議会(11月11日)に開催する。
  - ・横手市いじめ防止等対策モデル推進校(横手北中学校区の小・中学校)の取組を発表する。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1)児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善

- ・20校全ての小・中学校において、授業への新聞活用と読書活動が推進された。
- ・次年度も引き続き、NIEのワークシート活用と「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加など、全ての小・中学校で共通して取り組む予定である。
- ・20校全ての小・中学校において、ICTを効果的に活用した授業改善が図られた。次年度は、デジタルとアナログのそれぞれのよさを適切に組み合わせて有効に活用するための指導・助言に当たる。
- ・外国語教育について、指導主事訪問や外国語教育研修会において、全小・中学校に対して、コミュニケーション能力を養うための授業改善を促した。

(2)幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生活を保障するための体制の整備

- ・幼児教育施設と14校全ての小学校に対して、就学に当たり配慮が必要な児童について連携を強化するよう促した。
- ・特別な配慮を必要とする児童・生徒516名について、支援するための個別の計画を作成した上で、適切な支援を施した。
- ・学校から、支援員に対する要望が増加しているため、より効果的な支援員の活用について、指導・助言していく。

(3)学校に適應することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行うための体制の整備

- ・不登校の児童・生徒は増加しているが、不登校の原因や背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切なアセスメントを行うよう、各校に対して指導・助言した。次年度も、一人一人の学びの場や機会の保障を重視して、関係機関との連携協力のネットワークによる支援の充実を図っていく。
- ・いじめについては、積極的な認知による早期発見・解消に努めた。次年度も、日常的な観察と定期的なアンケートなど、積極的な認知を図る。

令和6年度

教育指導部 学校教育課の方針書

組織名	教育指導部 学校教育課
所属長名	佐藤 隆徳

1. 組織の使命(ありたい姿)

健やかに安全で安心して学べる教育環境づくりの推進

2. 組織の抱える課題(現状)

- スクールバスの事故防止と持続可能な運営管理体制の構築。
- 通学路における事故防止のため、危険箇所の改善に向けた取り組みを継続する。
- 教育の機会均等を確保するため、就学援助や奨学金制度の周知徹底を図る。
- 児童生徒の健康の保持促進を図り、健やかな学校生活を送ることができるようにする。

3. 今年度の『スローガン』

児童生徒と教育現場をしっかりと支える裏方に徹する

4. 今年度の方針

- スクールバスの安全運行と通学路における安全確保
- 就学援助・奨学金制度の周知徹底と適正な事務執行
- 学校等との連携による児童生徒の保健管理の充実

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	スクールバスの安全運行と通学路における安全確保
	取組内容	・スクールバス運転手への講習等の開催による安全運転の励行。 ・スクールバスの管理運営を適正かつ効率的に行う。 ・通学路安全推進会議と通学路合同点検の実施。
(2)	実現したい成果	就学援助・奨学金制度の周知徹底と適正な事務執行
	取組内容	・就学援助、奨学金制度、奨学金返還支援制度について幅広い周知を行う。 ・各制度における認定、支給、貸付、収納等の事務を確実に実施する。
(3)	実現したい成果	学校等との連携による児童生徒の保健管理の充実
	取組内容	・児童生徒健康診断、就学時健康診断等の円滑な実施。 ・小児生活習慣病予防対策事業の継続推進。

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

### (1) スクールバスの安全運行と通学路における安全確保

- ・スクールバス運転手に対して、面談や文書等にて、安全運転の徹底と事故防止に努めるよう注意喚起を図った。
- ・特別運行等における運転手やバスの手配を的確に実施した。
- ・第1回通学路安全推進会議を7月に開催し、通学路合同点検を8月に実施。対策必要箇所の現状確認を行った。

### (2) 就学援助・奨学金制度の周知徹底と適正な事務執行

- ・5月に就学援助認定審査会、奨学生選考委員会を開催し、審査等を実施した。
- ・奨学生募集等の周知のため、6月に市内各高校を訪問し、担当者への説明を行った。
- ・奨学金返還支援制度の案内チラシやホームページのリニューアルをした。
- ・奨学金滞納者への督促を、電話や通知にて実施した。

### (3) 学校等との連携による児童生徒の保健管理の充実

- ・児童生徒健康診断は、4月より各校で実施。
- ・第1回小児生活習慣病予防対策会議を6月に開催。また、小児生活習慣病健診を8月より実施。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

### (1) スクールバスの安全運行と通学路における安全確保

- ・スクールバス運転手を対象とし、安全運転意識の向上や危険予測に関する講習会を実施する。
- ・第2回通学路安全推進会議を開催し、安全対策の内容等について検討を行う。

### (2) 就学援助・奨学金制度の周知徹底と適正な事務執行

- ・就学援助について、来年度の就学予定児童や在校生の保護者に対し、チラシやホームページ等により周知を図る。
- ・奨学金については、奨学生の募集や返還支援制度の受付等を引き続き行う。

### (3) 学校等との連携による児童生徒の保健管理の充実

- ・就学時健康診断を10月から11月にかけて、各小学校と連携し実施する。
- ・小児生活習慣病予防対策会議を11月と2月に開催し、各部署等の取組内容や今後の計画について情報共有を図る。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

### (1) スクールバスの安全運行と通学路における安全確保

- ・安全運転講習会を開催し、スクールバス運転手の交通安全意識の向上に努めたが、スクールバスの事故が6件発生した。いずれも大事に至らなかったものの、全運転手に対して、事故防止に向けた注意喚起を行った。
- ・通学時のスクールバス運行経路の見直しを行い、また、校外活動等でのスクールバスの利用の際は、運転手やバスの手配を速やかに実施した。
- ・通学路安全推進会議を開催し、通学路危険個所の合同点検を実施することにより、危険個所等について関係機関と情報共有し、改善に向けた取り組みを進めることができた。

### (2) 就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行

- ・市内各高校の奨学金担当者を訪問し、奨学金の紹介等を行った。なお、市奨学金については、令和6年度新規貸付者は11名、令和7年度の事前応募者は10名となっている。
- ・奨学金返還支援事業補助金に関するホームページやチラシをリニューアルすることにより、よりわかりやすく周知をすることができた。
- ・奨学金返還滞納者に対して、電話や通知での督促を継続的に実施した。

### (3) 児童生徒における健康の保持増進のための健康診断等の実施

- ・各種健康診断については、学校医や関係機関との連絡調整を行い、計画通り実施することができた。
- ・小児生活習慣病予防対策会議において、関係機関が各種調査結果を情報共有することにより共通認識を図った。

令和6年度

教育指導部 学校給食課の方針書

組織名	教育指導部 学校給食課
所属長名	遠藤 督士

1. 組織の使命(ありたい姿)

安全・安心な子どもが親しむ学校給食の提供

2. 組織の抱える課題(現状)

- 食材の安全性と調理場の安全・衛生管理の徹底
- 地場産食材の使用率の向上

3. 今年度の『スローガン』

「食」・「人」・「郷土」を愛する心を育む学校給食

4. 今年度の方針

- 安全・安心で充実した学校給食の提供
- 郷土愛を育み、健康的で正しい食習慣の形成

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	安全で信頼される学校給食の提供
	取組内容	・秋田県版HACCPに基づく衛生管理の徹底 ・危機管理及び食物アレルギーへの対応マニュアルの遵守 ・安全・安心で充実した学校給食を提供するため、給食調理・配送業務委託事業者と連携を密に図る
(2)	実現したい成果	第3子以降の児童生徒の給食費無償化の実施
	取組内容	・公平性を担保した制度設計 ・児童生徒の保護者への制度や申請手続きの周知の徹底 ・関係する市町村の教育委員会と連携、情報共有を図る
(3)	実現したい成果	食育と地産地消の推進
	取組内容	・横手市産の食材を使用し季節感のある給食を提供 ・栄養教諭による学校訪問等での食に関する指導や統一献立、パンキング給食等の実施 ・地場産使用率向上のため低温貯蔵庫で保存した野菜の冬季活用及び実証実験の継続 ・地元農家会との連携・情報共有を図る ・地場産使用率向上に向けた新たな取り組みの検討

## 6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1) 安全で信頼される学校給食の提供
- ・委託事業者と定期的にミーティングを実施し、衛生管理の留意点や各センターと情報共有しながら事故防止に努めた。
  - ・8/1委託事業者による安全衛生講習会及びコンプライアンス講習を開催し、衛生管理の重要性を再確認した。
- (2) 第3子以降の児童生徒の給食費無償化等の実施
- <給食費無償化>
- ・横手市学校給食センター設置条例施行規則の一部改正(免除規定の追加:令和6年7月1日施行)。
  - ・横手市立小・中学校に在籍する全ての児童生徒へ無償化のお知らせ及び申請手続きについて文書にて周知。
  - ・横手市立小・中学校に在籍する全ての児童生徒の保護者へ無償化のお知らせについて一斉メール送信(8/5)。
  - ・電子(Logoフォーム)、郵送、持参による申請書受付・審査実施。
  - ・対象者765人、申請者751人、申請率98.2%
- <給食費相当額の補助金交付>
- ・横手市補助金交付要綱(別表)を制定。
- (3) 食育と地産地消の推進
- ・栄養教諭が給食時間を利用して定期的に訪問し、食の指導を実施した。
  - ・「よこてだいき給食」の実施及び郷土料理や季節に合わせた統一献立を実施し、児童生徒に横手の豊富な食材や特色ある食文化を学ぶ機会を提供した。
  - ・食材納入業者(市内農家会等)と意見交換を行い、地場産野菜の計画的な活用について情報共有を図った。
  - ・冬場の地場産活用の向上を図るため、食農推進課と連携し、JA秋田ふるさとの多機能型低温倉庫で野菜保存(玉ねぎ3種類、じゃがいも1種類)の検証を開始した。

## 7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 安全で信頼される学校給食の提供
- ・異物混入事案が発生した場合は各センター間で情報共有を図り、再発防止に努める。
  - ・下期はノロウイルス等の発生時期を向かえることから、日常の健康観察を十分に行い、センター内での感染予防を徹底する。
- (2) 第3子以降の児童生徒の給食費無償化等の実施
- <給食費無償化>
- ・対象児童生徒へ学校給食費第3子以降免除決定通知を発送し、無償化を開始する。
  - ・R7年度新一年生へ無償化のお知らせ及び申請手続きについて文書にて周知、申請書受付・審査、免除決定通知発送を行う。
- <給食費相当額の補助金交付>
- ・対象児童生徒の保護者への制度や申請手続きの周知の徹底。
  - ・関係する地方公共団体等への依頼、連携、情報共有を図る。
  - ・申請書受付・審査、補助金交付決定通知、補助金交付を実施する。
- (3) 食育と地産地消の推進
- ・引き続き行事食、郷土食など地場産物を取り入れた給食の提供や栄養教諭による学校訪問での食の指導を行う。
  - ・JA秋田ふるさとの多機能型低温倉庫で保存している野菜(玉ねぎ、じゃがいも)を今冬の給食食材として活用する。
  - ・冬場の農閑期に園芸拠点センターを活用し、食材加工品の製造を農家会へ依頼する。
  - ・1月頃を目途に関係機関、団体と地場産使用率向上に向けた話し合いの場を設け、今後の調達体制の見直しについて検討する。

## 8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 安全で信頼される学校給食の提供
- ・調理配送等業務委託事業者と連携を密に図り、学校給食を提供できた(重大な事故(食中毒や設備不備等)による給食停止件数0件)。引き続き、秋田県版HACCPに基づく衛生管理の徹底を図り、安全安心な給食の提供に努める。
- (2) 第3子以降の児童生徒の給食費無償化等の実施
- <給食費無償化>
- ・対象児童生徒へ学校給食費第3子以降免除決定通知を発送し、無償化を開始した。(対象児童生徒762名)
  - ・R7年度新1年の児童からの申請を受付・審査しており、3月中に免除決定通知を発送し、無償化を開始する。
- <給食費相当額の補助金交付>
- ・対象児童生徒の保護者へお知らせ及び申請手続きについて文書を発送した。申請書受付・審査し、関係する地方公共団体等への依頼、連携、情報共有を図りながら補助金交付を確実に行う。
- (3) 食育と地産地消の推進
- ・JA秋田ふるさとの多機能型低温倉庫で保存していた野菜は、昨年度より傷みの進行が早く、令和6年11月にじゃがいも50kg、12月に玉ねぎ43kgを給食食材として使用した(雄物川学校給食センター提供校2校の各1食分)。冬場の活用向上を図るためにも保存方法など検討しながら継続してすすめていきたい。
  - ・令和7年1月に関係機関、団体と地場産使用率向上に向けた話し合いの場を設け、今後の調達体制の見直しについて検討を行った。